

重度心身障害者医療費支給制度のご案内

重度心身障害者医療費支給制度とは、重度の障害者（児）が病院等で診療を受ける場合に、各種医療保険制度による医療費の一部負担金（高額療養費、附加給付等を除く）を助成する制度です。

また、医療機関の受診にあたっては、診療時間内に受診する等の適正受診（救急の場合を除く）及びジェネリック医薬品（後発医薬品）の活用について、ご理解とご協力ををお願いいたします。

医療費の支給について

医療保険制度の適用される医療費の一部負担金（高額療養費、附加給付等は除く）が助成対象となります。なお、次の費用は助成の対象外です。

- ・入院時の食事療養費（18歳の年度末まで助成対象）
- ・交通費、健康診断、文書料、予防接種等の保険外費用

※令和4年10月より、埼玉県内の現物給付を行う医療機関等を受診した場合には、助成対象の医療費が現物給付（窓口払いなし）となります。支給方法については、別紙のフローチャートもご確認ください。

【支給日】

○後期高齢者医療の方

診療月の4カ月後の25日（休日の場合は前日）に指定の口座へ振込みます。

○国民健康保険、社会保険の方

支給申請書を提出した月の翌月25日（休日の場合は前日）に指定の口座へ振込みます。ただし、高額療養費、附加給付等が発生する場合は、確認のため概ね4カ月後の振込みとさせていただきます。

医療費の支給申請について

埼玉県外や埼玉県内でも現物給付を行わない医療機関等を受診した場合は、次のとおり支給申請書を作成し、市役所窓口（本庁舎または各総合支所）へ提出してください。

○支給申請書に医療機関で証明を受けるか、または、領収書を添付してください。

○支給申請書は次のように分けてください。

- ・診療月ごと → 一月分を1枚にまとめてください。
- ・医療機関ごと → 医科・歯科・調剤別に分けてください。
- ・入院、通院ごと → 同一医療機関でも入院・通院別に分けてください。

○社会保険の方で、加入の医療保険から高額療養費や附加給付等が給付される場合は、その額を確認できる書類（支給決定通知書（明細書）等の写し）を併せて提出してください。

【支給申請書の用紙】

支給申請書の用紙は、市役所窓口（本庁舎または各総合支所）にて配布します。

加入の医療保険の種類により支給申請書の用紙が異なりますのでご注意ください。

- ・後期高齢者医療の方は、右上に「後期医療」と書かれた用紙です。
- ・国民健康保険、社会保険の方は、右上に「国保・社保」と書かれた用紙です。

届出が必要となるもの

次の場合は届出が必要となりますので、市役所窓口（本庁舎または各総合支所）までお越しください。

○お亡くなりになった場合 → 受給者証と預金通帳（相続人名義）が必要です。

○氏名又は住所を変更した場合 → 受給者証が必要です。

○加入の医療保険に変更があった場合 → 受給者証と保険証が必要です。

○障害程度に変更があった場合 → 受給者証と障害者手帳が必要です。

◆問い合わせ窓口 加須市役所 福祉部障がい者福祉課 電話 0480-62-1111（内線 610）

騎西総合支所 福祉健康担当 電話 0480-73-1111（内線 134）

北川辺総合支所 福祉健康担当 電話 0280-61-1204（直通）

大利根総合支所 福祉健康担当 電話 0480-72-1317（直通）